

芸術文化にふれあう場をつくりませんか

# 大津市文化団体派遣事業



大津市では、市民のみなさまで構成された団体、グループに対し、芸術文化団体を派遣しています。仲間と一緒に、演奏会を楽しんだり、いけ花や俳句、大津絵などを体験してみませんか？



## 申請対象

原則、市内に在住・在勤または在学する概ね10人以上で構成された団体

## 申請条件

事業実施場所（大津市内）を確保できること

## 申請期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月12日（金）

## 実施期間

～令和9年3月14日（日）

※開催希望日の1ヶ月前まで（可能であれば2か月前めど）にお申し込み下さい。  
※予算に達した場合は、その時点で申請を締め切らせていただきます。

## 申請回数

1団体につき2回まで  
※ただし、同一の芸術文化団体から2回の派遣を受けることはできません。

## 料金

原則無料  
※事業の内容によって経費（材料費、著作権料等）が発生する場合は、申請者でご負担願います。

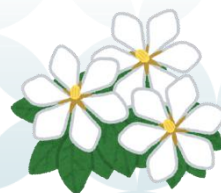
## 派遣団体

大津市文化連盟に加盟している芸術文化団体等  
※派遣団体及び事業内容については大津市ホームページをご覧ください。

## 【プログラム例】

- 管弦楽などの演奏会
- 舞踊体験
- 茶道体験
- 初心者俳句講座
- 大津絵体験教室
- いけ花の体験

など



申請手続きについては、裏面をご参照ください

# 文化団体派遣事業申請手続きの流れ

## 【派遣団体について】

- 派遣できる文化団体は、大津市文化連盟に加盟している芸術文化団体等。
- 各文化団体によって、派遣可能な曜日、時間帯は異なります。派遣時間はおよそ1～2時間程度。
- 実施場所は、大津市内に限ります。

## 申請方法

- 申請書類は、大津市ホームページ（下記、QRコード）からダウンロードできます。または大津市役所 文化振興課の窓口にも備え付けております。
- 申請書に必要事項を記入いただき、郵便またはメール、FAXで下記あて先へご提出ください。

※文化団体との調整の結果、ご希望に沿いかねる場合があります。



<https://www.city.otsu.lg.jp/sc/c/ca/k/74054.html>  
観光・文化 > 文化・歴史 > 文化・芸術 > 後援名義等  
→ 【令和8年度】大津市文化団体派遣事業を開始します

## 日時などの調整

- 申請書が届き次第、文化振興課が内容を確認するとともに、文化団体に申請内容を連絡します。
- 派遣の可否については、文化振興課から文化団体に申請内容を伝えた日から10日以内に、文化団体もしくは文化振興課から申請者に連絡します。
- その後、文化団体と申請者で日程調整、事業内容等の相談を行っていただきます。（文化団体より申請者へ連絡があります）

## 事業の実施

- 申請者が用意した会場へ文化団体が出向き、事業を実施します。
- ※料金については原則無料ですが、事業の内容によって経費（材料費、著作権料等）が発生する場合は、申請者でご負担願います。

## アンケートの記入

- 事業終了後、簡単なアンケートにお答えください。
- ※ご意見・ご感想を今後の事業に生かしていきます！

## 【申請・お問い合わせ先】

大津市役所 文化振興課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 別館2階

TEL：077-528-2733 / FAX：077-523-7855

EM-ル：otsu1119@city.otsu.lg.jp